2012年2月9日の最高裁判決に抗議するとともに、東京都教育委員会に対し「日の丸・君が代」の強制を直ちに中止し、すべての懲戒処分の撤回を求める声明

2012年2月9日、最高裁判所第一小法廷(宮川光治裁判長)は、東京都立学校の教職員が卒業式等の式典における国歌斉唱時の起立及びピアノ伴奏義務の不存在の確認と、不起立等を理由とする不利益処分の差止め並びに損害賠償を求めた訴訟(いわゆる「予防訴訟」)において、原告ら教職員の上告を棄却する判決を言い渡した。

この事件では、2006年9月21日、東京地方裁判所が、東京都教育委員会による「日の丸・君が代」の強制は違憲違法であるとして原告ら教職員の訴えを全面的に認める判決を出していたところ、2011年1月28日、東京高等裁判所が義務不存在確認と差止めの訴えをいずれも却下し、損害賠償請求を棄却したことを受けて、原告ら教職員が最高裁に上告を申し立てていたものである。

この日の判決で最高裁は、免職処分以外の差止請求については高裁の判断を覆し、 教職員らが重大な損害を受けるおそれがあるなどとして訴訟の適法性を認め、また 東京都を被告とする義務不存在確認訴訟についても訴訟自体の適法性を認めた。し かし、昨年からの一連の最高裁判決を踏襲したうえで、10.23通達に基づく職 務命令が憲法19条に違反しないということを前提に、教職員らの起立等の義務を 肯定し、結果として原告らの上告を棄却した。

憲法の番人であり人権擁護の最後の砦である最高裁が、都教委の出した職務命令を重ねて合憲と判断し、教職員らの起立等の義務を肯定したことに、私たちは強く抗議する。また最高裁は、東京都の行ってきた教育行政が教育基本法の禁じる「不当な支配」にあたるとの原告ら教職員の主張に対し、上告を受理しないという決定をしているが、これは東京都の行ってきた教育への異常な権力介入を追認することにほかならず、断じて容認することはできない。

他方で、この日の最高裁判決には、宮川光治裁判長の反対意見のほか、櫻井龍子、

金築誠志、横田尤孝各裁判官の補足意見が付された。

宮川光治裁判長は、「上告人らが本件職務命令に服することなく起立せず斉唱しないという行為は上告人らの精神的自由に関わるものとして、憲法上保護されなければならない」としたうえで、「本件職務命令は違憲無効である高度の可能性があるのであるから」起立等の公的義務は存在せず、免職以外の差止請求と義務不存在確認請求についても認容すべきとした。そして「思想の多様性を尊重する精神こそ、民主主義国家の存立の基盤であり」、不起立等は「少数者の思想の自由に属することとして、許容する寛容が求められている」としたうえで、「関係する人々に慎重な配慮を心から望みたい」としている。また、櫻井龍子裁判官と横田尤孝裁判官は、補足意見において、教育の現場で職務命令違反と懲戒処分が繰り返されることに懸念を表明し、このような応酬を終息させることを都教委に対して要請している。

私たち自由法曹団は、「日の丸・君が代」を強制する都教委の職務命令を合憲とした最高裁判決に抗議するとともに、都教委に対し、最高裁各裁判官の意見を真摯に受け止め、原告ら教職員に対する職務命令の発出と懲戒処分を直ちに中止すべきこと、そして、都教委がこれまでに出してきた懲戒処分をすべて撤回することを強く求めるものである。

2012年2月17日

 自
 由
 法
 曹
 団

 団
 長
 篠
 原
 義
 仁

 自
 由
 法
 曹
 団
 東
 京
 支

 支部長
 藤
 本
 齊